

計画書

薩摩川内都市計画下水道の変更（薩摩川内市決定）

薩摩川内都市計画下水道 住連木都市下水路を薩摩川内市公共下水道とする。また、薩摩川内市公共下水道「2. 排水区域」を次のように変更する。

1. 下水道の名称

薩摩川内市公共下水道

2. 排水区域

名称	面積	備考
薩摩川内市公共下水道	約 628ha	

「区域は総括図のとおり」

理由書

薩摩川内市公共下水道は、平成7年7月に494haを都市計画決定し、公共用水域の汚濁を防止し、自然環境を保全すると共に生活環境の改善を図ってきた。その後、下水道を取り巻く社会情勢の変化に伴い全体計画の見直しを行い、それに合わせて平成26年4月に全体計画区域723haを都市計画決定している。

なお、「薩摩川内都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」では、下水道及び河川の都市計画の決定の方針で「区域内の公共下水道については、普及率向上のため計画的な事業執行と市街地整備と併せた効率的な整備を進める必要がある。」とし、主要な施設の配置の方針では「計画区域周辺では、市街化の動向等を勘案しつつ、整備すべき地区等の検討を進める。集落地等においては合併処理浄化槽による対応を検討し、水質環境の向上に努める。」と位置付けている。

平成7年の事業計画から25年以上が経過したものの、下水道整備においては多額の事業費を要し、限られた予算の中では整備が進まず、令和3年度末時点で下水道整備率は約4割を下回っている。現在の都市計画決定区域全てを整備するには、長い期間を要することから、より効率的な下水道整備を図るため、今回、下水道計画区域の見直しを行ったところである。

都市下水路が整備されている区域は残しながら、下水道整備を早期に概成するという観点から、合併処理浄化槽の普及状況も考慮し、整備が必要な地域の再検討を行い、合併処理浄化槽の普及が進んでいる地域は下水道計画区域の対象外とし、135ha縮小する。

一方、下水道施設の広域化による有効活用が図られ、効率的な整備が見込まれる永利処理区は、公共下水道計画区域へ15ha追加し、平成27年の下水道法改正により、雨水公共下水道が規定されたことから、住連木都市下水路の排水区域を公共下水道区域へ25ha追加する。

このようなことから、薩摩川内市公共下水道の排水区域を723haから628haに変更するものである。

1 变更对照表

変更対照表

排水区域

区分	名称	面積	備考
前	薩摩川内市公共下水道 住連木都市下水路	723ha 25ha	
後	薩摩川内市公共下水道	628ha	

下水管渠

区分	名称	位置		区域		備考
		起点	終点	管径又は幅員	延長	
前	住連木1号幹線	御陵下町 字日駒	御陵下町 字栗野ヶ迫	0.8~1.0	約360m	
後	—	—	—	—	—	